

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二（略）</p> <p>第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六・第四十九条の六の二）</p> <p>第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）</p> <p>第四節の四～第四節の二十七（略）</p> <p>第四節の二十八 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二（略）</p> <p>第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六）</p> <p>第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）</p> <p>第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）</p> <p>第四節の四～第四節の二十七（略）</p> <p>第四節の二十八 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）</p> <p>第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動</p>

局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含み、第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。）をいう。

二 削除

三〇九（略）

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

十一 「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十二 「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十三（略）

局との間で行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう。

二 「時分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に時分割多重方式及び時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

三〇九（略）

十（略）

十一 「加入者系無線アクセス通信」とは、端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）と接続する固定局（電気通信業務を行うことを目的として開設されたものに限る。）と当該固定局と通信を行うために開設された固定局相互間で行われる無線通信及び当該無線通信を中継するために開設され

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 PHSの陸上移動局については、次に掲げる機能

イ PHSの基地局(一、八八四・六五MHz以上、**九一五・五五MHz**以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ (略)

五～七 (略)

八 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下**又は七七GHzを超え八一GHz以下**の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システム(無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。))については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

九～十二 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン)	下限(パーセン)
一～五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備 (一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電	五〇	五〇

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 PHSの陸上移動局については、次に掲げる機能

イ PHSの基地局(一、八八四・六五MHz以上、**九一九・四五MHz**以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ (略)

五～七 (略)

八 六〇GHzを超え六一GHz以下**又は七六GHzを超え七七GHz以下**の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局(無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。))については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

九～十二 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン)	下限(パーセン)
一～五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備 (一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電	五〇	五〇

<p>波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十一)において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)</p> <p>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二、一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>七・八 (略)</p>	<p>九 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p>	<p>十 第四十 九条の六 に定める 携帯無線 通信の中 継を行う 無線局(基 地局と陸 上移動局 との間の 携帯無線 通信が不</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>陸上移動局の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>
	<p>(略)</p>	<p>五〇</p>	<p>八七</p>	<p>八七</p>
	<p>(略)</p>	<p>七〇</p>	<p>六二</p>	<p>五〇</p>

<p>波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十一)において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)</p> <p>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二、一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>七・八 (略)</p>	<p>九 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p>	<p>十 第四十 九条の六 に定める 携帯無線 通信の中 継を行う 無線局(基 地局と陸 上移動局 との間の 携帯無線 通信が不</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>陸上移動局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>
	<p>(略)</p>	<p>五〇</p>	<p>八七</p>	<p>八七</p>
	<p>(略)</p>	<p>七〇</p>	<p>六二</p>	<p>五〇</p>

<p>十一 符号 分割多元 接続方式 携帯無線 通信及び 時分割・符 号分割多 重方式携 帯無線通 信を行う 無線局の 送信設備</p>	<p>可能な場 合、その中 継を行う 陸上移動 局又は陸 上移動中 継局をい う。以下同 じ。の送 信設備</p>	<p>(一) 第四十九条の六の四に定める基 次に掲げる送信設備</p>	<p>陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>八七</p>	<p>六一</p>	<p>六二</p>	<p>五九</p>
--	---	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>十一 符号 分割多元 接続方式 携帯無線 通信及び 時分割・符 号分割多 重方式携 帯無線通 信を行う 無線局の 送信設備</p>	<p>可能な場 合、その中 継を行う 陸上移動 局又は陸 上移動中 継局をい う。以下同 じ。の送 信設備</p>	<p>(三) 第四十九条の六の四に定める基 次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備 (二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの</p>	<p>陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの 陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの 陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>八七</p>	<p>六一</p>	<p>六二</p>	<p>五九</p>
--	---	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う

地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う

次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	次に掲げる送信設備 七・八MHzを超え七 四八MHz以下の周波数の電波	ものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの	次に掲げる送信設備	八七
			(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	四七
	四八			
	六七			

次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	次に掲げる送信設備 七・八MHzを超え七 四八MHz以下の周波数の電波	ものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの	次に掲げる送信設備	八七
			(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	四七
	四八			
	六七			

次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三	<p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	を送信する場合	その他の周波数の電波を送信する場合	
		七八MHz	四八	
		八七		五八
五八				

次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三	<p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	を送信する場合	その他の周波数の電波を送信する場合	
		七八MHz	四八	
		八七		五八
五八				

	<p>デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>
--	---	---	-----------	-----------

	<p>デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>
--	---	---	-----------	-----------

2 ・ 3 (略)	十六 〜 十八		十二 〜 十五 (略)	もの
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	

2 ・ 3 (略)	十七 〜 十九	の もの 数 倍 の 値 秒 の 自 然 マ イ ク ロ 一 、 〇 六 七 ロ 秒 又 は 六 マ イ ク 、 〇 一 五 ・ ク ロ 秒 、 一 ・ 五 二 マ イ ク ロ 秒 、 九 六 三 マ イ ク ロ 一 一 ・ 四 四 ト 長 が 九 信 バ ー ス あ つ て 、 送 信 設 備 で 線 局 の 送 テ ム の 無 セ ス シ ス 無 線 ア ク 帯 域 移 動 続 方 式 広 割 多 元 接 周 波 数 分 十 六 、 直 交	陸 上 移 動 局 の 送 信 設 備 基 地 局 の 送 信 設 備	十二 〜 十五 (略)	もの
	(略)		(略)		
	(略)		四 八	八 七	(略)
	(略)		五 八	四 七	(略)

(人体頭部における比吸収率の許容値)
 第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム(電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信(陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む)を行うものをいう。以下同じ。)の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならぬ。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一・二 (略)
 2 (略)

(人体頭部における比吸収率の許容値)
 第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム(電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信(陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む)を行うものをいう。以下同じ。)の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならぬ。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一・二 (略)
 2 (略)

(副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 (略)
 2 (略)

(副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 (略)
 2 (略)

無線局の種類	陸上移動局
受信装置の区別	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は
周波数帯	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満
副次的に発する電波の限度	任意の一〇〇kHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワット)を〇デシベルとする。以下この項から第八項ま

無線局の種類	陸上移動局(第四十
受信装置の区別	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は
周波数帯	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満
副次的に発する電波の限度	任意の一〇〇kHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワット)を〇デシベルとする。以下この項から第八項ま

九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	<p>一、四二七・九MHzを超え</p> <p>一、四六二・九MHz以下、</p> <p>一、四七五・九MHzを超え</p> <p>一、五一〇・九MHz以下、</p> <p>一、七四四・九MHzを超え</p> <p>一、七八四・九MHz以下、</p> <p>一、八三九・九MHzを超え</p> <p>一、八七九・九MHz以下、</p> <p>一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下</p> <p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHz幅で(一)三八・八デシベル以下の値</p> <p>任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値</p>	<p>でにおいて同じ。以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で(一)三八・八デシベル以下の値</p>

線設備を使用するものを除く。	<p>陸上移動局及び陸上移動中継局(第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)</p>	<p>九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p> <p>一、四二七・九MHzを超え</p> <p>一、四六二・九MHz以下、</p> <p>一、四七五・九MHzを超え</p> <p>一、五一〇・九MHz以下、</p> <p>一、七四九・九MHzを超え</p> <p>一、七八四・九MHz以下、</p> <p>一、八四四・九MHzを超え</p> <p>一、八七九・九MHz以下、</p> <p>一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下</p> <p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHz幅で(一)三八・八デシベル以下の値</p> <p>任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値</p>	<p>でにおいて同じ。以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で(一)三八・八デシベル以下の値</p>
----------------	--	---	---	---	---

陸上移動 中継局		
七・八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを		
イ MHz 以上一	ア 三〇MHz以上 上、〇〇〇MHz未 満	
任意の一MHz幅 で(一)三八・	任意の一〇〇kHz幅で(二)四八・八デシベル以下の値	

陸上移動 中継局(第 四十九條 の六第三 項に規定 する条件		
七・八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHzを		八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
イ MHz 以上一	ア 三〇MHz以上 上、〇〇〇MHz未 満	イ 八八七MHz を超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下
任意の一MHz幅 で(一)三八・	任意の一〇〇kHz幅で(二)四八・八デシベル以下の値	任意の一MHz幅 で(一)六一デシベル以下の値
	ウ ア及びイに 掲げる周波数 以外の周波数	ア 八三二MHz を超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下
	任意の三〇kHz幅で(一)五四デシベル以下の値	ウ ア及びイに 掲げる周波数 以外の周波数

<p>超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>二・七五GHz以下</p>	<p>八デシベル以下の値</p>
<p>一、四二七・九MHzを超え 一、四六二・九MHz以下、 一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下、 一、七四四・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下、 一、八三九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下、 一、九二〇MHzを超え一、 九八〇MHz以下又は二、一 一〇MHzを超え二、一七〇 MHz以下の周波数の電波 を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇MHz以 上、〇〇〇 MHz未滿</p> <p>イ 一、〇〇〇 MHz以上一 二・七五GHz以 下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz幅で(二)五 七デシベル以下 の値</p> <p>任意の一MHz幅 で(二)四七デ シベル以下の値</p>

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え**九一五MHz以下又は九一五MHz**を超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え**九一五MHz**以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・

<p>超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>二・七五GHz以下</p>	<p>八デシベル以下の値</p>
<p>一、四二七・九MHzを超え 一、四六二・九MHz以下、 一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下、 一、七四九・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下、 一、八四四・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下、 一、九二〇MHzを超え一、 九八〇MHz以下又は二、一 一〇MHzを超え二、一七〇 MHz以下の周波数の電波 を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇MHz以 上、〇〇〇 MHz未滿</p> <p>イ 一、〇〇〇 MHz以上一 二・七五GHz以 下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz幅で(二)五 七デシベル以下 の値</p> <p>任意の一MHz幅 で(二)四七デ シベル以下の値</p>

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え**九一五MHz以下又は九一五MHz**を超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え**九一五MHz**以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・

符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	基地局	受信装置の区別	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
周波数帯	ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下 イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下 ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(一)八〇デシベル以下の値
副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(一)六〇デシベル以下の値	任意の三〇kHz 幅で(一)四七デシベル以下の値	

符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	基地局	受信装置の区別	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
周波数帯	ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下 イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下 ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(一)八〇デシベル以下の値
副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(一)六〇デシベル以下の値	任意の三〇kHz 幅で(一)五四デシベル以下の値	任意の三〇kHz 幅で(一)八〇デシベル以下の値

八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置

イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九

		局 陸上移動	
<p>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波（八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）を受信する受信装置</p>			
ウ ア及びビに MHz以下	イ 八六〇MHz を超え八九〇MHz以下	ア 八一五MHz を超え八四五MHz以下	
任意の三〇kHz	シベル以下の値 で（一）七六デ	任意の一MHz幅 で（一）六一デ シベル以下の値	

		局 陸上移動	
<p>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波（八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）を受信する受信装置</p>		<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	
ウ ア及びビに MHz以下	イ 八六〇MHz を超え八九〇MHz以下	ア 八一五MHz を超え八四五MHz以下	ウ ア及びビに MHz以下
任意の三〇kHz	シベル以下の値 で（一）八一デ	任意の一MHz幅 で（一）六一デ シベル以下の値	任意の一MHz幅 で（一）五四デ シベル以下の値

掲げる周波数以外の周波数	幅で(一)四七デシベル以下の値
--------------	-----------------

三・四 (略)

5 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、四二七・九MHz以上七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下 イ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値

掲げる周波数以外の周波数	幅で(一)五四デシベル以下の値
--------------	-----------------

三・四 (略)

5 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、四二七・九MHz以上七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下 イ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値

		陸上移動局			
		一、四七五・九MHzを超える 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置			
ウ	一、八八 四・五MHz以上 一、九一五・ 七MHz以下	任意の三〇〇 kHz幅で(二)四 一デシベル以下 の値	エ	二、〇一〇 MHz以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)五二デ シベル以下の値
オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値	イ	八六〇MHz 以上八九五 MHz以下及び 二、一一〇MHz 以上二、一七 〇MHz以下	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値
ウ	一、四七 五・九MHz以上 一、五一〇・ 九MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)七六デ シベル以下の値	エ	一、八八 四・五MHz以上 一、九一五・ 七MHz以下	任意の三〇〇 kHz幅で(二)四 一デシベル以下 の値
オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値	イ	一、四二 七・九MHz以上 一、四六二・ 九MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)六一デ シベル以下の値

		陸上移動局			
		一、四七五・九MHzを超える 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置			
ウ	一、八八 四・五MHz以上 一、九一九・ 六MHz以下	任意の三〇〇 kHz幅で(二)四 一デシベル以下 の値	エ	二、〇一〇 MHz以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)五二デ シベル以下の値
オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値	イ	八六〇MHz 以上八九五 MHz以下及び 二、一一〇MHz 以上二、一七 〇MHz以下	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値
ウ	一、四七 五・九MHz以上 一、五一〇・ 九MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)七六デ シベル以下の値	エ	一、八八 四・五MHz以上 一、九一九・ 六MHz以下	任意の三〇〇 kHz幅で(二)四 一デシベル以下 の値
オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値	イ	一、四二 七・九MHz以上 一、四六二・ 九MHz以下	任意の一MHz幅 で(二)六一デ シベル以下の値

		波数	値
<p>三 (略)</p> <p>6 <u>一、七四四・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下又は<u>一、八三九・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの</p>			
無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	<u>一、七四四・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 <u>一、八三九・九MHz</u> 以上一、八八九・九MHz以下及び一、〇一〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値

		波数	値
<p>三 (略)</p> <p>6 <u>一、七四九・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下又は<u>一、八四四・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの</p>			
無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	<u>一、七四九・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 <u>一、八四四・九MHz</u> 以上一、八八九・九MHz以下及び一、〇一〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・	陸上移動局	一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz以下(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下を除く。)	ウ 一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下の値	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	MHz以上二、〇二五MHz以下(を除く。)
	陸上移動局	一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz以下(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下を除く。)	ウ 一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下の値	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	MHz以上二、〇二五MHz以下(を除く。)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・	陸上移動局	一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz以下(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下を除く。)	ウ 一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下の値	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	MHz以上二、〇二五MHz以下(を除く。)
	陸上移動局	一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz以下(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下を除く。)	ウ 一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下の値	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	MHz以上二、〇二五MHz以下(を除く。)

符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

陸上移動局		基地局		無線局の種別		受信装置の区別	
一、八三九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		一、七四四・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		無線局の種別		受信装置の区別	
イ 一、七四	ア 八六〇MHz 以上八九五MHz 以下及び 二、一一〇MHz 以上二、一七〇MHz 以下	ウ 一、八八四・五MHz以上 一、九一五・七MHz以下	エ 二、〇一〇MHz以上 二、二五MHz以下	イ 一、八四四・九MHz以上 一、八七九・九MHz以下	ア 一、七四九・九MHz以上 一、七八四・九MHz以下	副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(二)八〇デシベル以下の値
任意の一MHz幅	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅 で(二)五二デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)四一デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)六〇デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)八〇デシベル以下の値		

符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

陸上移動局		基地局		無線局の種別		受信装置の区別	
一、八四四・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		一、七四九・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		無線局の種別		受信装置の区別	
イ 一、七四	ア 八六〇MHz 以上八九五MHz 以下及び 二、一一〇MHz 以上二、一七〇MHz 以下	ウ 一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下	エ 二、〇一〇MHz以上 二、二五MHz以下	イ 一、八四四・九MHz以上 一、八七九・九MHz以下	ア 一、七四九・九MHz以上 一、七八四・九MHz以下	副次的に発する電波の限度	任意の三〇kHz 幅で(二)八〇デシベル以下の値
任意の一MHz幅	任意の三・八四MHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅 で(二)五二デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)四一デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)六〇デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)八〇デシベル以下の値		

無線局の種類別	基地局	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	ウ	九・九 MHz 以上 一、七八四・ 九 MHz 以下	で(一)六一デ シベル以下の値
				エ	一、八八 四・五 MHz 以上 一、九一五・ 七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz 幅で(二)四 一デシベル以下 の値
無線局の種類別	基地局	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇 kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値
				イ	一、〇〇〇 MHz 以上 一一・七五 GHz 以下(一、 八二九・九 MHz 以 上、八八九・九 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz 幅で(二) 四七デシベル以下の値

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類別	基地局	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	ウ	九・九 MHz 以上 一、七八四・ 九 MHz 以下	で(一)六一デ シベル以下の値
				エ	一、八八 四・五 MHz 以上 一、九一九・ 六 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz 幅で(二)四 一デシベル以下 の値
無線局の種類別	基地局	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇 kHz 幅で(二)四七 デシベル以下の 値
				イ	一、〇〇〇 MHz 以上 一一・七五 GHz 以下(一、 八三四・九 MHz 以 上、八八九・九 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz 幅で(二) 四七デシベル以下の値

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(略)	ウ 二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一) 五二デシベル以下の値
-----	----------------------------	----------------------------

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの
- (表略)
- 三 (略)

8 5 12 (略)

13 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 五七GHzを超え六六GHz又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置
 - 一〇〇マイクロワット以下
- 二 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置

(略)	ウ 二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一) 五二デシベル以下の値
-----	----------------------------	----------------------------

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は**毎秒三・六八四メガチップ**の信号を受信するもの
- (表略)
- 三 (略)

8 5 12 (略)

13 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、**一〇〇マイクロワット以下でなければならない。**

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が100マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が50マイクロワット以下

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)
15
28 (略)

第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備
(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九二五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）、**時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局**、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)
15
28 (略)

第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備
(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（**次条及び**第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九二五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、**一、八四四・九MHz**を超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え

七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 基地局対向器（陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二・六 (略)

二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 基地局対向器（陸上移動局（**携帯無線通信**の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二・六 (略)

3) **携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄及び下欄に掲げる周波数の電波を対として使用するものは、前二項の規定にかかわらず、第一項各号及び次の各号に定める条件（陸上移動中継局の無線設備については、第一項第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。**

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う送信装置	基地局と通信を行う送信装置
八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下	八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下

- 一 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。
- 二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、一一〇ミリワット以下であること。ただし、前項に定める無線設備と共用するものにおいては、第一項に掲げる周波数の電波を送信する場合は、二五〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下とし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。ただし、第一項に掲げる周波数の電波を送信するものにあつては二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

- 五 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するもの、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下、四六五MHz以下若しくは一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHzを超え一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 一般的条件
 - イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、時分割多元接続方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、総務大臣が別に告示するものであること。
 - ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別され

るものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われるものであること。

二 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務提供に係る区域であつて、当該役務を行うために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基準位相を二ビットごとに四分のπシフト四相位相変調であること。

ロ 変調の際に、送信側に五〇パーセントロールオフの帯域制限を行うものであること。この場合において、ロールオフ率は〇・五とする。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五

〇kHz離れた周波数の $(H) - 10 \cdot 5$ kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

ニ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信している時の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下の値であること。

ホ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒四二、〇〇〇ビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。ただし、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、総務大臣が別に告示するものであること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、受信した電波の周波数より一三〇MHz高いもの（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの）あつては五五MHz高いもの。一、四二九MHzを

第四十九条の六の三 削除

第四節の三の二

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

- 超え一、四五三MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数を送信するものにあつては八八MHz低いもの）が自動的に選択されること。
- 二 空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものは、総務大臣が別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

第四節の三の三

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて 拡散符号速度が毎秒一・二 二八八メガチップのもの	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下
陸上移動局の無線設備であ つて拡散符号速度が毎秒 一・二二八八メガチップの もの	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下
符号分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のため の通信等を行う無線局の無 線設備であつて拡散符号速 度が毎秒一・二二八八メガ	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下

チップのもの

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては符号分割多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては符号分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ 時間的に分散して受信されるマルチパス伝搬成分を分離し、各マルチパス伝搬成分を合成することにより受信特性を改善する機能を有すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては四相位相変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調及び二分の π シフト四相位相変調を組み合わせたもの又はオフセット四相位相変調であること。

ロ 基地局の送信装置にあつては陸上移動局から、陸上移動局の送信装置にあつては基地局からの制御情報に基づいて空中線電力を必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。

ニ データ伝送速度は、総務大臣が別に告示する可変速度とすること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつ

- ては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数
- ロ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波数
- ハ 一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数
- 二 前項の基地局からの電波の受信電力を測定することによつて空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において任意の一MHz幅で(一)六一デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。(二)未満であること。
- 四 実効輻射電力は、三八デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。(以下であること。)
- 3| 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。
- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
- 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。
- 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。
- 六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 4| 第一項の基地局(施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下又は九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一・四七五・九MHzを超え一・五〇・九MHz以下、 <u>一・八三九・九MHz</u> を超え一・八七九・九MHz以下又は二・一一〇MHzを超え二・一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下、一・四二七・九MHzを超え一・四六二・九MHz以下、 <u>一・七四四・九MHz</u> を超え一・七八四・九MHz以下又は一・九二〇MHzを超え一・九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一・四二七・九MHzを超え一・四六二・九MHz以下、一・四七五・九MHzを超え一・五〇・九MHz以下、 <u>一・七四四・九MHz</u> を超え一・七八四・九MHz以下、 <u>一・八三九・九MHz</u> を超え一・八七九・九MHz

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下又は九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一・四七五・九MHzを超え一・五〇・九MHz以下、 <u>一・八四四・九MHz</u> を超え一・八七九・九MHz以下又は二・一一〇MHzを超え二・一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下、一・四二七・九MHzを超え一・四六二・九MHz以下、 <u>一・七四九・九MHz</u> を超え一・七八四・九MHz以下又は一・九二〇MHzを超え一・九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一・四二七・九MHzを超え一・四六二・九MHz以下、一・四七五・九MHzを超え一・五〇・九MHz以下、 <u>一・七四九・九MHz</u> を超え一・七八四・九MHz以下、 <u>一・八四四・九MHz</u> を超え一・八七九・九MHz

以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四四・九MHzを超え二、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(二) 六一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価平方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、実効輻射電力は三〇デシベル以下であること。

3・4 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四九・九MHzを超え二、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(二) 六一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、等価平方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3・4 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、 <u>一、八三九・九MHz</u> を超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 <u>九〇〇MHz</u> を超え九一五MHz以下、 <u>一、四二七・九MHz</u> を超え一、四六二・九MHz以下、 <u>一、七四四・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 <u>八六〇MHz</u> を超え八九〇MHz以下、 <u>九〇〇MHz</u> を超え九一五MHz以下、 <u>九四五MHz</u> を超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、 <u>一、七四四・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下、 <u>一、八三九・九MHz</u> を超え一、八七九・九MHz

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、 <u>八三二MHz</u> を超え八三四MHz以下、 <u>八三八MHz</u> を超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、 <u>一、八四四・九MHz</u> を超え一、八八四・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 <u>八八七MHz</u> を超え八九三MHz以下、 <u>九〇〇MHz</u> を超え九一五MHz以下、 <u>一、四二七・九MHz</u> を超え一、四六二・九MHz以下、 <u>一、七四九・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 <u>八六〇MHz</u> を超え九一五MHz以下、 <u>九一五MHz</u> を超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、 <u>一、七四九・九MHz</u> を超え一、七八四・九MHz以下、 <u>一、八四四・九MHz</u> を超え一、八八四・九MHz以下、 <u>一、八三九・九MHz</u> を超え一、八七九・九MHz

以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 一、七四四・九MHzを超え二、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八四五MHz

二五 (略)

以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそれぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

MHzMHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波数

ホ (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八五〇MHz

二五 (略)

以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそれぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

3・4 (略)

5 第二項の無線設備が前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び前条第二項の無線設備の実効放射電力又は等価等方放射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

- 一 八二五MHzを超え八四五MHz以下の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効放射電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下本項において同じ。）以下
- 二 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方放射電力が二四デシベル以下
- 三 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

3・4 (略)

5 第二項の無線設備が第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び第四十九条の六の三第二項第四号又は前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備の実効放射電力又は等価等方放射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

- 一 八二五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効放射電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下本項において同じ。）以下
- 二 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方放射電力が二四デシベル以下
- 三 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

<p>陸上移動局の無線設備</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、<u>一、七四四・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p> <p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p> <p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、<u>一、七四四・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下、<u>一、八三九・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>陸上移動局の無線設備</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、<u>一、七四九・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p> <p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p> <p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、<u>一、七四九・九MHz</u>を超え一、七八四・九MHz以下、<u>一、八四四・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二〜五 (略)

3・4 (略)

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二〜五 (略)

3・4 (略)

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、八三九・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、 一、七四四・九MHz を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、七四四・九MHz を超え一、七八四・九MHz以下、 一、八三九・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ・ロ (略)

ハ **一、七四四・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、八四四・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、 一、七四九・九MHz を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、七四九・九MHz を超え一、七八四・九MHz以下、 一、八四四・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ・ロ (略)

ハ **一、七四九・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送

信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数
二 (略)
二〇五 (略)

(PHSの無線局の無線設備)

第四十九条の八の三 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局（PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、第四十九条の八の二第一項第一号ハ、へ及びト並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 PHSの基地局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ 一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、〇・五ワット以下であること。

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、二ワット以下であること。

ハ (略)

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。

信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数
二 (略)
二〇五 (略)

(PHSの無線局の無線設備)

第四十九条の八の三 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局（PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、第四十九条の八の二第一項第一号ハ、へ及びト並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 PHSの基地局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ 一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、〇・五ワット以下であること。

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、二ワット以下（通話チャンネルとして使用する場合は、〇・五ワット以下）であること。

ハ (略)

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの

ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一五デシベル以下であること。

ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一五デシベルの空中線に二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ アダプティブアレイアンテナ（通信の相手方の方向の空中線利得を増加し、かつ、同一チャネルを使用する他の無線局の方向の空中線利得を減少する空中線をいう。）を使用する場合には、イ及びハの規定にかかわらず空中線の絶対利得は一六デシベル以下であること。ただし、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。また、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一五デシベル以下（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル以下）であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一五デシベル（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル）の空中線に二ワット（通話チャネルとして使用する場合は、〇・五ワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ アダプティブアレイアンテナ（通信の相手方の方向の空中線利得を増加し、かつ、同一チャネルを使用する他の無線局の方向の空中線利得を減少する空中線をいう。）を使用する場合には、イ及びハの規定にかかわらず空中線の絶対利得は一六デシベル以下であること。ただし、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。また、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇一ワット以下であること。

ハ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

二 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、ハの規定にかかわらず、〇・〇一ワット以下であること。

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

二 PHSの陸上移動局との通信を行うために一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇一ワット以下であること。

ハ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

二 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、ハの規定にかかわらず、〇・〇一ワット以下であること。

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

二 PHSの陸上移動局との通信を行うために一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、ハ及びニの規定にかかわらず、四デシベル以下であること。ただし、その等価等方輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

十四 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務のもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三五デシベル以下であること。

(七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、空中線系その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

三 五 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の

ホ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、ハ及びニの規定にかかわらず、四デシベル以下であること。ただし、その等価等方輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

十四 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務のもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三五デシベル以下であること。

(七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

三 五 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の

無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、一、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ(二) (略)
二 送信装置の条件

無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、一、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、次のとおりであること。
(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの(総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。)
基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。
(2) 送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの(総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。)
基地局若しくは陸上移動中継局から陸上移動局へ又は基地局から陸上移動中継局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式、陸上移動局若しくは陸上移動中継局から基地局へ又は陸上移動局から陸上移動中継局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ(二) (略)
二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあっては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあっては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあっては四〇ワット以下）であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 （略）

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあっては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあっては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

(2) 送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 （略）

二 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において(一)三〇デシベル（基地局対向器にあつては、(一)三三デシベル）（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

五 第一項及び第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一〜六 (略)

6・7 (略)

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シ

イ 送信バースト長が五ミリ秒のもの

二五デシベル以下であること。

ロ 送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

〇デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて送信バースト長が五ミリ秒のものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において(一)三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

五 第一項及び第二項の基地局の無線設備（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一〜六 (略)

6・7 (略)

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行

シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え一、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 (略)

5〜7 (略)

う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え一、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 (略)

5〜7 (略)

第四節の二十八

時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備

（時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備）

第四十九条の三十 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局をいう。以

下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2]

前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ 五MHzシステム(隣接する八以下の搬送波により構成されるシステムをいう。)のものにあつては一九ワット以下であること。

ロ 一〇MHzシステム(隣接する八を超え一六以下の搬送波により構成されるシステムをいう。)のものにあつては三八ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一一デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周

波数帯で、空中線端子において任意の1MHzの帯域幅当たり(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
3) 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
一 送信装置の空中線電力は、〇・五ワット以下であること。
二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
三 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において任意の1MHzの帯域幅当たり(一)六五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備

(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の三十一 (略)

2・3 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一五〇MHz帯の周波数でF二D又はF三E電波を使用するもの

イ・ロ (略)

二 一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの(前号に掲げるものを除く。)

イ・リ (略)

三〇六 (略)

第四節の二十八 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備

(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の三十 (略)

2・3 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。)でF二D又はF三E電波を使用するもの

イ・ロ (略)

二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。)(前号に掲げるものを除く。)

イ・リ (略)

三〇六 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンギュラキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンギュラキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンギュラキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アク

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、**時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、**符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンギュラキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンギュラキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、

セスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 拡散符号速度は、毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・八四メガチップであること。

三 空中線電力は、次のとおりであること。

拡散符号速度	空中線電力
毎秒一・二二八八メガチップのもの	〇・六ワット以下
毎秒三・八四メガチップのもの	二ワット以下

四〇六 (略)

小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 拡散符号速度は、毎秒一・二二八八メガチップ、**毎秒三・六八四メガチップ**又は毎秒三・八四メガチップであること。

三 空中線電力は、次のとおりであること。

拡散符号速度	空中線電力
毎秒一・二二八八メガチップのもの	〇・六ワット以下
毎秒三・六八四メガチップのもの	一・八ワット以下
毎秒三・八四メガチップのもの	二ワット以下

四〇六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

$$(f) \cdot (f) \quad (\text{略})$$

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局 (同条第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)

次式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

$$(f) \cdot (f) \quad (\text{略})$$

イ 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局 (同条第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)

(イ) 陸上移動局対向器 $0.05(10^{-6})\text{Hz}$

(ロ) 基地局対向器 300Hz

ウ 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

(イ) 基地局 $0.5(10^{-6})$

(ロ) 陸上移動局 $3(10^{-6})$

(1, 429MHzを超え1, 501MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、 $2(10^{-6})$ とする。)

エ 時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ) 1W以下のもの $3(10^{-6})$

(1, 429MHzを超え1, 501MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、 $2(10^{-6})$ とする。)

(ロ) 1Wを超えるもの $0.5(10^{-6})$

オ 718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHzを超え

718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz

<p><u>以下又は945MHz</u>を超え960MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p><u>ウ</u> 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、<u>1,744.9MHz</u>を超え1,784.9MHz以下、<u>1,839.9MHz</u>を超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスのもの A・B (略)</p> <p><u>エ〜ク</u> (略)</p> <p>(2)〜(5) (略)</p> <p>(6) 1,884.65MHz以上<u>1,915.55MHz</u>以下の周波数の電波を使用するPHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 3 (10⁻⁶)</p> <p>(7)〜(15) (略)</p>	<p>960MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p><u>カ</u> 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、<u>1,749.9MHz</u>を超え1,784.9MHz以下、<u>1,844.9MHz</u>を超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップス<u>は毎秒3.6864メガチップスのもの</u> A・B (略)</p> <p><u>キ〜サ</u> (略)</p> <p>(2)〜(5) (略)</p> <p>(6) 1,884.65MHz以上<u>1,919.45MHz</u>以下の周波数の電波を使用するPHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 3 (10⁻⁶)</p> <p>(7)〜(15) (略)</p>
<p>(16) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p><u>ア 基地局</u></p>	<p>(16) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p><u>ア 送信バースト長が5ミリ秒のもの</u></p>

<p>1 <u>陸上移動局</u></p>	<p>2 (10⁻⁶)</p>
<p>(17) (略)</p>	<p>(7) <u>基地局</u> 2 (10⁻⁶) (1) <u>陸上移動局</u> 2 (10⁻⁶) 1 <u>送信バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値のもの</u> (7) <u>基地局</u> 0.05 (10⁻⁶) (1) <u>陸上移動局</u> 2.5 (10⁻⁶)</p>
<p>32・33 (略)</p> <p>34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、402MHzを超え405MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下、<u>76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下</u>の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>35～53 (略)</p>	<p>32・33 (略)</p> <p>34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、402MHzを超え405MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下、<u>76GHzを超え77GHz以下</u>の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>35～53 (略)</p>
<p>別表第二号 (第6条関係) 第1～10 (略)</p>	<p>別表第二号 (第6条関係) 第1～10 (略)</p>
<p><u>第11 削除</u></p>	<p><u>第11 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有</u></p>

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの陸上移動局の無線設備であつて、815MHzを超え845MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一りの搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、32kHzとする。

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え915MHz以下又は915MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの陸上移動局の無線設備であつて、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一りの搬送波又は隣接する二若しくは

くは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1,2288メガチップで、かつ、搬送波の数が3のもの 又は毎秒3,6864メガチップのもの 4.6MHz

(4) (略)

4～6 (略)

第13～26 (略)

第27 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコープルス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 1,893.5MHzを超え1,919.6MHz以下の電波を使用するもの 288kHz

2 (略)

第28～49 (略)

第50 1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 拡散符号速度が毎秒3,6864メガチップのもの 4.6MHz

3 (略)

ア～ウ (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1,2288メガチップで、かつ、搬送波の数が3のもの 4.6MHz

(4) (略)

4～6 (略)

第13～26 (略)

第27 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコープルス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 1,893.5MHzを超え1,915.7MHz以下の電波を使用するもの 288kHz

2 (略)

第28～49 (略)

第50 1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 (略)

<p>第51 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。</p> <p><u>1</u> <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u> <u>2</u> <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u> <u>3</u> <u>チャネル間隔が20MHzのもの</u></p>	<p>第51 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。</p> <p><u>1</u> <u>送信バースト長が5ミリ秒の無線設備</u> <u>(1)</u> <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u> <u>(2)</u> <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u> <u>2</u> <u>送信バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値の無線設備</u> <u>(1)</u> <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u> <u>(2)</u> <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u></p>			
<p>第52 (略) <u>第53 削除</u></p>	<p>第52 (略) <u>第53 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、600kHzとする。</u></p>			
<p>第54～62 (略)</p> <p>別表第三号 (第7条関係) 1～16 (略)</p>	<p>第54～62 (略)</p> <p>別表第三号 (第7条関係) 1～16 (略)</p>			
<p>17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="177 1211 217 2096"> <tr> <td>空中線電力</td> <td>帯域外領域におけるスプリアス</td> <td>スプリアス領域における</td> </tr> </table>	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス	スプリアス領域における
空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス	スプリアス領域における		

	アス発射の強度の許容値	不要発射の強度の許容値
<u>50Wを超えるもの</u>	<u>2.5 μW以下又は基本周波数の平均電力より60dB低い値</u>	<u>50 μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値</u>
<u>1Wを超え50W以下</u>		<u>2.5 μW以下又は基本周波数の搬送波電力より60dB低い値</u>
<u>1W以下</u>	<u>25 μW以下</u>	<u>25 μW以下</u>

(3)・(4) (略)

18～20 (略)

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 施行規則第16条第1号の2に規定する陸上移動局のもの

	周 波 数 帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(ア)	1,884.5MHz以上 <u>1,919.6MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(イ)	1,884.5MHz未満及び <u>1,919.6MHz</u> を超えるもの((ウ)及び(エ)に掲げる周波数を除く。)(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(ウ)	815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、 <u>898MHz以上901MHz以下</u> 、 <u>915MHz以上925MHz以下</u> 、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び2,010MHz以上2,025MHz以下(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が251nW以下
(エ)	(略)	(略)

(2)・(3) (略)

18～20 (略)

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 施行規則第16条第1号の2に規定する陸上移動局のもの

	周 波 数 帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(ア)	1,884.5MHz以上 <u>1,915.7MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(イ)	1,884.5MHz未満及び <u>1,915.7MHz</u> を超えるもの((ウ)及び(エ)に掲げる周波数を除く。)(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(ウ)	815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び2,010MHz以上2,025MHz以下(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が251nW以下
(エ)	(略)	(略)

<p>イ アに掲げる以外のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数帯</td> <td>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>(ア) 1,884.5MHz以上<u>1,915.7MHz</u>以下</td> <td>任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下</td> </tr> <tr> <td>(イ) 1,884.5MHz未満及び<u>1,915.7MHz</u>を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)</td> <td>任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下</td> </tr> <tr> <td>(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注1・2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>22～45 (略)</p> <p>46 削除</p> <p>47～53 (略)</p> <p>54 <u>77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</u></td> <td><u>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</u></td> </tr> <tr> <td><u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下</u></td> <td><u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下</u></td> </tr> </table> <p>55 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から<u>54</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>	周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	(ア) 1,884.5MHz以上 <u>1,915.7MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下	(イ) 1,884.5MHz未満及び <u>1,915.7MHz</u> を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下	(ウ) (略)	(略)	<u>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</u>	<u>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下</u>	<p>イ アに掲げる以外のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数帯</td> <td>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>(ア) 1,884.5MHz以上<u>1,919.6MHz</u>以下</td> <td>任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下</td> </tr> <tr> <td>(イ) 1,884.5MHz未満及び<u>1,919.6MHz</u>を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)</td> <td>任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下</td> </tr> <tr> <td>(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注1・2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>22～45 (略)</p> <p>46 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>47～53 (略)</p> <p>54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から<u>53</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>	周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	(ア) 1,884.5MHz以上 <u>1,919.6MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下	(イ) 1,884.5MHz未満及び <u>1,919.6MHz</u> を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下	(ウ) (略)	(略)
周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値																				
(ア) 1,884.5MHz以上 <u>1,915.7MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下																				
(イ) 1,884.5MHz未満及び <u>1,915.7MHz</u> を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下																				
(ウ) (略)	(略)																				
<u>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</u>	<u>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</u>																				
<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下</u>																				
周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値																				
(ア) 1,884.5MHz以上 <u>1,919.6MHz</u> 以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下																				
(イ) 1,884.5MHz未満及び <u>1,919.6MHz</u> を超えるもの(イ)に掲げる周波数を除く。(注1)	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下																				
(ウ) (略)	(略)																				

一 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

二 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九、第四十九条の八の三、第四十九条の二〇八又は第四十九条の二九九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

三 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二〇八又は第四十九条の二九九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。